

# 令和4年度第7回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年9月12日(月)			
招集場所	日南町役場 防災会議室			
開会時間	9時30分	閉会時間	10時45分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	足立福子	6番	塩見真由美
	2番	天崎直幸	7番	足立進也
	3番	木山篤志	8番	糸田川啓
	4番	嶋川克寿	9番	福田英夫
	5番	加藤幸児	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	倉光伸也	多里	新田和之
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	山上	妹尾重寿	石見	難波豊治
	阿毘縁	岸幸利	福栄	山本昌樹
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員				
議事録署名委員	9番	福田英夫	1番	足立福子
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事	山田祐志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農業振興地域整備計画の重要変更について
議案第4号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	移動農地銀行の開催について
7. その他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>皆さんおはようございます。定刻より若干早いですが、全員お揃いになりましたので、只今より令和4年度 第7回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。本日は議会開催中ということで、防災会議室での開催となりました。</p> <p>先月8月に行いました、農地パトロールご苦労様でした。地域性もありますが、不耕作地がまた増えていると感じました。</p> <p>8月31日に、中四国農政局が公表した令和4年度産の水稻の作柄概況は、鳥取県は平年並み、島根県はやや良、岡山、広島、山口の3件は平年並みということです。また、四国の徳島、愛媛の2件はやや良、香川、高知は平年並みだそうです。全国的にみると、24道府県が平年並み、11都府県がやや良で、米どころの秋田、青森、福岡など11件がやや不良とのこと。</p> <p>人口減とコロナ禍での米の消費低迷を受け需給安定に向けての品目転換を考えていく岐路に立っていると思います。</p> <p>また、農水省の発表によりますと、日本の食料自給率は令和3年度、カロリーベースで38%でした。残りの62%は輸入に頼っています。戦後直後の食料自給率は88%であったのは、米を中心とした食生活が、国が豊かになるにつれて米の消費が減る一方で、肉やパンの需要が増えて38%という数字となってきています。</p> <p>ちなみに外国の食料自給率ですが、カナダは264%、オーストラリア224%、アメリカ130%、フランス127%と先進国諸国と比較しても著しく低い水準です。</p> <p>農地を守ることは大変な労力が必要ですが、日本の食料自給率を高めることは、それ以上の国策と知恵が必要と考えます。</p> <p>以上を申し上げます、令和4年度 第7回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、9番、福田職務代理、1番、足立農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。</p> <p>主 事</p> <p>報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。1頁から19頁までになります。利用権設定を受ける者が農事組合法人口口口の契約内容の変更について届出がありました。</p> <p>先に資料の修正をさせていただけたらと思います。6頁、11番、機構から農事組合法人口口口の契約期間について令和7年3月9日となっておりますが、令和7年12月10日までとなりますので、修正をお願いします。また、17頁、29番、利用権設定をする者の名前が表示されておりましたが、〇〇〇さんです。よろしくをお願いします。</p> <p>変更内容としては小作料の変更と、一部終期の変更です。小作料を一律</p>

		で水張反当◇◇◇円に合わせられるということです。終期の変更についてもバラバラですと管理が難しくなるため、揃えられるということです。個別の説明は致しませんが、お読み取り頂けたらと思います。以上です。
	議 長	報告第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。 (4番、嶋川農業委員挙手) 4番、嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	29番の〇〇〇さんですが、終期が3月9日ですが、これも訂正になるんじゃないですか。
	議 長	右側が変更後、12月10日になっています。
	嶋川農業委員	失礼しました。間違いでした。
	議 長	その他、ご質問、ご意見がございますか。 (2番、天崎農業委員挙手) 2番、天崎農業委員。
	天崎農業委員	小作料の変更は軽微な変更になるんですか。◇◇◇円から◇◇◇円、◇◇◇円から◇◇◇円になるものもあるようですが、これから契約する場合の基本がこのような契約になるということですか。
	主 事	失礼します。平均的な価格ということではなく、今回は農事組合法人口口口が◇◇◇円に揃えたいということで、所有者の方と話し合いを進められて同意を得て、小作料の変更をされるということで伺っております。
	天崎農業委員	今後、契約をされる場合に他のところに波及したりすると金額的には下がる感覚を受けておりますので。
	主 事	今回は農事組合法人口口口と所有者さんとの話し合いで決めておられます。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第1号	議 長	続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定についてです。 申請番号1、こちらは8月10日総会後の農地部会で協議済みの案件です。農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が384㎡、所有者が△△県の〇〇〇さん、非農地の事由として、昭和62年月日不詳のころ申請人の父(亡)〇〇〇が住宅を新築し宅地のように供している。現在は空き家となっており、今後空き家バンクに登録したいということで整理をされておられます。 申請番号2、農地の所在地が△△×××番地、畑が1筆、面積が71㎡、所有者が△△府の〇〇〇さん、非農地の事由として、20年以上耕作しておらず原野化している。今後も活用の予定はないということです。 申請番号3、農地の所在地が△△×××番地、畑が1筆、面積が234㎡、

	<p>所有者が△△市の〇〇〇さん、非農地の事由として、20年以上耕作しておらず原野化しているということです。</p> <p>22頁から30頁まで中間図、字切図、現地写真をつけておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
議 長	<p>議案第1号について説明が終わりました。農地部会から報告がありましたらお願いします。</p>
加藤農 業委員	<p>大丈夫です。</p>
議 長	<p>議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。 (2番、天崎農業委員挙手) 2番、天崎農業委員。</p>
天崎農 業委員	<p>申請番号1の地目変更をされるということですか。登記簿地目が田で現況地目が宅地ということで、384㎡ということですが写真を見ると建物が建っていて、田の部分がよくわからない状況ですが、どのくらいの面積になるのでしょうか。</p>
主 事	<p>建物があるところがほぼ登記簿地目が田となりますが、現況建物があるということで、宅地になります。</p>
天崎農 業委員	<p>そうなんですね。わかりました。</p>
議 長	<p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
倉光推 進委員	<p>私は議決権がありませんが、質問することはいいですか。 申請番号1の23頁の字切図ですが、上空から見た写真で×××番地の右側に地番が入っていないところがありますが、これはどうなっているんですか。</p>
主 事	<p>こちらは上空の写真と切図を組み合わせたものになりますので、隙間ができてしまうことがあります。実際には隣接してくっついていると思っていただければと思います。また、実際に水路もありますのでその関係で間が空いているように見えてしまいます。</p>
議 長	<p>(2番、天崎農業委員挙手) 2番、天崎農業委員。</p>
天崎農 業委員	<p>参考までに、公図だったらこういう出方はしないんですか。</p>
主 事	<p>公図でも隙間が空くようになります。</p>
議 長	<p>(4番、嶋川農業委員挙手) 嶋川農業委員。</p>
嶋川農 業委員	<p>これはおそらく圃場整備したところと地番が違うところがあると思いますが、この差だと思えます。圃場整備したところは図面を作っていないけど、これは測量点を基準にして作り直した図面で、正式に地籍調査した図面ではないけど、日南町の場合はそれを同等に見做すということで電算化されていると思えます。ですから、現在の地番と併用して使っているということです。別々の図面をとって照らし合わせてみると違いがはっきり分かりますと思えます。</p>
議 長	<p>只今申請番号1についてのご質問、ご意見でしたが、申請番号1は8月</p>

		に農地部会で協議しておりますが、申請番号2、申請番号3は農地部会で協議しておりませんので、地元委員の補足説明がありましたらお願いします。 (山本農地利用最適化推進委員挙手) 山本農地利用最適化推進委員。
	山本推進委員	失礼します。福栄地区農地利用最適化推進委員の山本です。申請番号3についてですが、9月2日に福田農業委員、高橋事務局長と現地確認を行いました。現在耕作されておらず農地に行く作業道が狭く段差などもあり、機械を入れての作業は困難だと感じました。以上のことから非農地で問題ないと考えておりますので、ご審議お願いいたします。
	議長	ありがとうございます。申請番号2についてお願いします。 (難波農地利用最適化推進委員挙手) 難波農地利用最適化推進委員。
	難波推進委員	失礼します。石見地区農地利用最適化推進委員の難波です。申請番号2についてですが、農地パトロールの時に現地確認を行いました。土地を処分したいということで、申請者の方は遠方で町内の親戚の方に相談されて隣の〇〇〇さんに購入してもらえないかというお話でしたが、宅地部分も現在更地になっており、今後も活用の予定はないということです。
	議長	議案第1号 申請番号2、申請番号3について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
議案第2号	議長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主事	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。 申請番号1、農地の所在地が△△×××番地、畑が1筆、面積が297㎡、譲渡人が△△県の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、所有権移転の贈与となります。 申請番号2、農地の所在地が△△×××番地の他、畑が3筆、面積合計が1192㎡、譲渡人が△△市の〇〇〇さん、譲受人が株式会社□□□、所有権移転の売買となります。 32頁から37頁まで中間図、字切図、現地写真をつけておりますので、御確認いただけたらと思います。以上です。
	議長	議案第2号について説明が終わりました。地元委員からの補足説明がありましたらお願いします。 (岸農地利用最適化推進委員挙手) 岸農地利用最適化推進委員。
	岸推進委員	失礼します。阿毘縁地区農地利用最適化推進委員の岸です。申請番号2についてですが、株式会社□□□がハウスでトマトを作っておられる隣接する土地であり、今後も適正に管理されると思いますので、問題ないと思っております。
	議長	議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (5番、加藤農業委員挙手) 5番、加藤農業委員。

	加藤農業委員	申請番号2について売買の単価を教えてください。
	主事	失礼します。単価についてですが、反当り◇◇◇円と伺っております。
	加藤農業委員	ありがとうございます。
	議長	議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議長	議案第3号 農業振興地域整備計画の重要変更について事務局お願いします。
	主事	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の重要変更についてです。本日は編入5件、6,946㎡と除外1件、476㎡となり、6,470㎡の編入となります。</p> <p>詳細についてですが、1、土地の所在地が△△×××番地、土地所有者が△△の〇〇〇さん、田が1筆、面積が2028㎡です。</p> <p>2、3、土地の所在地が△△×××番地と×××番地、土地所有者が△△の〇〇〇さん、田が2筆、面積が704㎡と1926㎡です。</p> <p>4、土地の所在地が△△×××番地、土地所有者が△△の〇〇〇さん、田が1筆、面積が1143㎡です。</p> <p>5、土地の所在地が△△×××番地、土地所有者が△△市の〇〇〇さん、田が1筆、面積が1145㎡となります。合計6946㎡です。</p> <p>43頁から52頁まで資料をつけておりますが、本日配布資料で44頁の資料の差替えをお願いしたいと思います。</p> <p>53頁から除外の資料になります。1、土地の所在地が△△×××番地、土地所有者が△△の〇〇〇さん、田が1筆、面積が476㎡です。除外後の計画として、申請者の息子世帯の住宅用地として購入を計画したいということです。協議地は申請者の住宅近くで、周辺の自己所有地を検討したが、利用できる土地が見当たらず、自宅周辺で自己所有ではないが長年耕作をしていない農地があり、その農地を転用し住居を構えることを計画しております。売買については事前協議済みということです。</p> <p>また、町の考え方として、周囲に利用できる土地が少ないことから代替地も考えにくく、協議地は宅地に挟まれた農地であり、集団性を損なうものではなく、土地利用の混在もないことから、変更後の農用地の利用上の支障も軽微と考えられることから、除外の基準を満たすものと考えます。</p> <p>55頁から57頁まで土地の資料をつけておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議長	<p>議案第3号について説明が終わりました。農地部会の意見がありましたらお願いします。</p> <p>(5番、加藤農業委員挙手) 5番、加藤農業委員。</p>
	加藤農業委員	除外、△△の農地の件ですが、宅地だけで上がっておりますが、町村長の意見として、変更後の農用地の利用上の支障も軽微なものと考えられると

	<p>いうことですが、具体的な宅地の内容について資料がありませんが、本当に軽微なものなのかがわかりにくいと思います。面積の関係や資金の関係、具体的なものを示していただきたいと思いますがお願いできますか。</p>
高橋事務局長	<p>加藤農業委員からのご質問ですが、現在申請者からは全面積宅地用地として使用したいという申請であります。この案件については以前より相談のあった案件ですが、なかなか資料提出をいただいていない状況であります。今回の土地につきましては、両隣建物が建っている状況であります。これまでも長年耕作されていない土地であり、今後も利用がしにくい土地であると考えます。今回宅地用地として利用したいというお考えがある前提で町として軽微な支障という判断をさせていただきました。</p>
加藤農業委員	<p>申請は土地の利用計画図と資金計画がセットであると考えておりますが、資料提出をお願いしながら、提出がないということなので、提出があるまで、待ったほうがいいんじゃないですか。なぜ、除外の申請を急がれるのか、どういう話をされておられますか。</p>
高橋事務局長	<p>今回申請を急いでおられる状況でございますが、当初、建築を年内に行いたいということで伺っておりました。本来であれば資金計画等の書類を整えて早急に農業委員会にお諮りして、農用地の除外申請、県の農用地除外認定の手続きを進めていかなければならないということを説明しております。しかし、書類が整わない中で議案を上げさせていただいたということは大変申し訳なく思っております。</p> <p>現在県の西部総合事務所に手続きについて事前協議を進めております。先ほど加藤農業委員が仰いました、資金計画、利用計画の提出につきましても事前協議の中で指摘を受けております。資料を整えた後にはこの計画について除外をするということで、ご認証いただければと考えております。</p>
加藤農業委員	<p>今の説明ですと、県からは指導を受けているが、農業委員会は目をつぶれという風に感じますがそれでいいんですか。農業委員会を軽視されているように感じますが。書類が整ってから総会にかけるべきではないんですか。</p>
議長	<p>添付資料が整っていないので委員会としては、添付資料が整ったうえで許可をしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
糸田川農業委員	<p>そのほうがいいと思います。一度認めてしまうと同様な案件があった場合に同じようになってしまうと思いますので。</p>
議長	<p>それでは除外申請については、書類が整ってから審議したいと思います。編入に関してのご質問、ご意見がございますか。 (8番、糸田川農業委員挙手) 糸田川農業委員。</p>
糸田川農業委員	<p>グーグルマップ等でも確認できますが、できれば現地写真の資料を添付してもらいたいと思います。編入するにしても、現在の様子がわからないので、字切図、中間図だけでは判断がしにくいと思います。</p>
議長	<p>以後、そのようにしたいと思います。その他、議案第3号についてご質</p>

		<p>問、ご意見がございますか。無いようですので議案第3号について除外を外して、編入に関しての妥当と認める方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
議案第4号	議 長	<p>議案第4号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第4号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料58頁に機構への利用集積及び利用配分計画集計表をつけておりますので、ご確認いただけたらと思います。今月は利用権設定がございませんので、利用配分計画のみとなります。そのため配分率の計算が出てきませんので、ご注意ください。</p> <p>59頁が詳細になります。整理番号1、権利の設定を受ける者が△△市の株式会社□□□、土地の所在地が△△×××番地の他合わせて8筆、面積合計が3446㎡、権利の種類が賃借権、権利の内容が水田、契約期間が令和4年11月1日から令和8年2月11日までの3年3ヶ月、水張反当◇◇◇円の契約になります。こちらは新規としておりますが、配分計画の期間が終了しており、同じ内容で契約されるものになります。</p> <p>60頁から株式会社□□□の農業経営状況の資料をつけておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第4号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(9番、福田職務代理挙手) 9番、福田職務代理。</p>
	福田職務代理	<p>株式会社□□□のところにB、Cとありますが、何か意味があるんでしょうか。</p>
	主 事	<p>担い手育成機構にお渡しする情報です。申し訳ありませんが、削除をお願いします。</p>
	議 長	<p>議案第4号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第4号は承認された。</p>
協議第1号	議 長	<p>協議第1号 移動農地銀行の開催について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>協議第1号 移動農地銀行の開催についてです。日南町で独自に行っておりますが、昭和40年代から毎年開催しており、役場に出向くことなく、地元の会場で手続きができることで負担軽減を図っています。また、地区ごとに農業委員、推進委員が参加し、農地の貸借以外の相談も気軽にできるようにすることで農業委員会の活動を理解してもらう目的があります。活動の内容として各地域振興センターを会場に毎年11月中旬から下旬に開催しています。利用権設定の受付や転用等の農地に関わる相談等を行っています。利用権の終期を迎える契約について事前に更新の案内を行い、この移動農地銀行で手続きしていただくように呼びかけ、会場でも農地台</p>



		<p>帳システムが利用できるように設定し、農地情報が確認できるようにしたいと考えています。</p> <p>日程については64頁に11月14日からの地域振興センターの空き状況을載せておりますので、各地域半日程度で調整をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>協議第1号について説明が終わりました。毎年行っている移動農地銀行です。帰られるまでに各地域で相談して調整をお願いします。</p> <p>協議第1号についてご質問、ご意見はございますか。無いようですので、次に移ります。</p>
その他	議長	<p>その他事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>次回総会は、令和4年10月11日(火)午前9時から議場で開会予定です。</p> <p>続いて、お手元に配布しております資料について説明させていただきます。初めに鳥取西部農業協同組合から各組合員の皆様には通知があったかと思ひますが、令和4年産米価概算金単価について左側が令和4年、右側が令和3年ということで比較対象になっております。概ね150円アップということですが、前年度かなり低い概算金からの150円アップでありますので、かなり厳しい状況には変わりないということで説明がありました。</p> <p>次に令和4年度の標準農作業賃金についてお知らせをさせていただきますと思ひます。標準農作業賃金について春作業、秋作業と分けてお知らせしておりましたが、令和4年度から春、秋1本でのお知らせにさせていただいております。一部これまでのやり方をご記憶にある方もおられるということで、秋作業の賃金表について問い合わせをいただくこともありました。また、燃料価格の高騰に伴い、農作業の中には燃料費、回送料を含むということになっており、このあたりの見直しについてご相談を受けております。農業委員会としましても色々な考え方で、この賃金を見直すべきか農林課含めて検討いたしました。結論としましては、令和4年度に出しております標準賃金については従来通りということで進めさせていただければと思っております。燃料価格の高騰については、農業法人や担い手、出し手の方、双方でこの標準賃金を基準にしながら燃料高騰分を上乘せしているという動きがあるということで聞いておりますので、お知らせ(案)の中に「燃料価格の高騰分については、価格変動の状況に応じて当事者同士で決定してください。」ということをお知らせさせていただきたいと思っております。また、農作業の一般労務について鳥取県最低賃金が現在821円ですが、10月に鳥取県の最低賃金が公表される予定になっております。このことを踏まえると、現在設定しております6,600円の賃金を上回る金額になることも考えられますので、※印の農作業一般労務について鳥取県最低賃金が改定された場合、標準賃金が変更される場合があります。ということで注釈をつけさせていただきたいと考えております。この内容について現在、広報につきましては、チャンネルにちなん、ホームページによ</p>

	<p>ります広報ということで、金額の変更はなしということをお知らせをさせていただければと考えております。</p> <p>続いて、報告でございます。8月23日に梅林会長と私とで農業委員会会長、事務局長の会議がありましたので、出席いたしました。各委員の皆様にはその時の資料を総会の議案書と併せて送付しております。本日お持ちいただいている方もおられるかと思いますが、法改正の内容について概要が記載してありますので、ご確認いただければと思います。引き続き、不明な点がありましたが、事務局までお知らせいただければと思っております。特に、先月足立農業委員から女性農業委員のことについてお話がありましたが、そのあたりについても記載されております。資料の中でご確認したいことがございましたら、県を通じて確認を取っていきたいと思っておりますので、ご一読いただければと思います。以上です。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました件について、ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(9番、福田職務代理挙手) 9番、福田職務代理。</p>
福田職務代理	<p>標準農作業賃金についてですが、米価は上がらない、肥料は上がる、燃料に関しては自分で令和2年からのレギュラー、軽油、灯油の価格を調べました。町内のスタンドで、レギュラー、令和2年が135円、令和3年が157円、令和4年が172円、これはいずれも8月23日の価格です。軽油、令和2年が123円、令和3年が145円、令和4年が161円、灯油、令和2年が86円、令和3年が105円、令和4年が120円でかなり上がっております。昨年は米価の補助金等ありましたが、今年は燃料価格高騰について考えておられる状況はありますでしょうか。</p>
高橋事務局長	<p>ご意見ありがとうございます。農作業賃金の燃料高騰分につきましては、様々な農家の方からご意見をいただいております。現在、9月定例会が開催されている中で、町長としては農家の方の支援ということで、9月の補正予算で上程できないかという指示を受けております。現在そのため、今後どのような形でこういった方に対して支援をしてくかということを検討中でありまして、すぐにお示しができません。今年2月の農政部会で作業賃金の協議をさせていただきましたところ、燃料費高騰分についてもその当時レギュラー価格が167円ということ踏まえながら賃金価格については据え置きという経緯もあります。以上のことを踏まえながら燃料費高騰に伴うものについては支援の対応としていただけるよう、農業委員会、農林課と協議を進めていきたいと考えております。以上です。</p>
福田職務代理	<p>ぜひよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>現在、国の方で燃料高騰について緩和措置をしているところであります。全国の平均価格として1リットル170円を超えた場合には1リットル5円の元売り価格に助成しています。また、農業に関する軽油取引税の免税措置があります。これは1リットル当たり32円1銭の免税措置があります。</p>

	<p>こういった措置がありますし、米価も上がらない状況です。県内では西部は 150 円アップするようですが、東部、中部はそのままというお話を聞いております。米価が上がらないのに、そちらばかり優遇すると、農地の耕作放棄地が増える状況になるのではないかと心配します。農業委員会としては春決めた農作業賃金でお知らせしていきたいと思っております。</p> <p>(3 番、木山農業委員挙手) 3 番、木山農業委員。</p>
木山農業委員	<p>出し手の方からしますと、非常に難しいと思いますが、秋作業だけではなくて、特定の受委託による作業が増える中で、籾摺り乾燥ですが、以前は生籾水分量に応じて価格設定されていましたが、現在は一律で価格設定がされた経緯、燃料費の灯油が 120 円を超えていますとそれだけ燃料費もかかります。この金額が妥当なものなのか、こういった経緯があったのか調べていただきたいと思います。</p>
高橋事務局長	<p>籾摺り乾燥の賃金についてですが、過去のものにつきましても調べてみましたが、現状と同じ 930 円ということでした。水分量についても示してありませんでしたので、木山農業員が言われる水分量についてはずいぶん前のお話のものなのかと思います。経過につきましても確認できておりませんので、説明ができませんが、この標準作業賃金の決定につきましては、近隣の町村、これまでの価格変動を踏まえながら決定しているというのがこれまでの流れです。ですので、この金額が妥当かどうかということについても言えないと思っておりますので、先ほどの説明でもお話ししましたが、どうしても負荷がかかってしまうところについては当事者同士で相談していただき、来年度の標準作業賃金につきましては、今後部会の中で相談させていただけたらと思います。以上です。</p>
議長	<p>(4 番、嶋川農業委員挙手) 4 番、嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員	<p>籾摺り乾燥が別々だったものが一緒になったことで一本化になったと思っております。</p>
議長	<p>(8 番、糸田川農業委員挙手) 8 番、糸田川農業委員。</p>
糸田川農業委員	<p>自分は農政部会長だったと思いますので、作業項目がこれだけで足りているのか、春も思いましたが、この作業をやっているのかという、全体での見直しを図らないといけないと思いました。実際、自分も会社でドローンを使った作業をしておりますが、ドローンの項目もありませんので、全体的に作り直せたらと思っております。</p>
議長	<p>いろいろなご意見をいただきありがとうございます。秋の作業賃金についてはこれを基本として当事者間で協議しながら決定していただきたいと思っております。</p> <p>その他、ありますでしょうか。</p> <p>(5 番、加藤農業委員挙手) 5 番、加藤農業委員。</p>
加藤農業委員	<p>米価のことですが、昨年から 150 円しか上がっていないということで、去年は価格下がったために町から補助をしてもらったわけですが、町外の情報を仕入れて日南町として立ち遅れの無いように積極的に進めていた</p>

		きたいと思います。今の局長の話の中で、農林課とも協議を進めていくという前向きなお話がありましたので、ぜひお願いします。
	高橋事務局長	ありがとうございます。よく検討して進めていきたいと考えております。
	議長	皆さんにお知らせをしたいと思います。糸田川農業委員が10月25日に智頭町で講演をされる予定になっております。多里地域で取組んでこられた農地まるっと中間管理方式について講演されるそうです。
閉会	議長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和4年度第7回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和4年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員